

財 関 第 900 号  
令和 3 年 12 月 20 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関 稅 局 長 阪 田 渉

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和4年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙5に掲げる様式に改める。

税関様式C第5300号	税関様式C第5310号
税関様式C第5643号	税関様式C第5682号
税関様式C第5714号	税関様式C第5746号
税関様式C第5760号	税関様式C第5914号
税関様式C第5946号	税関様式C第5960号
税関様式T第1070号	税関様式T第1080号